

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	松 本 研
同	仁 田 昌 寿

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和元年9月26日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。また、同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

本件請求において、請求人は、「差押解除に正当な理由がなく、通常通り差押を実施し公売すれば新所有者からの固定資産税の収入が見込めるはずである」と主張しています。

しかし、請求人が主張する差押解除は平成24年2月1日になされたものであることから、

本件請求日（令和元年9月26日）が、財務会計上の行為（差押解除）のあった日から1年の請求期限を経過していることは明白です。

この請求期限が経過していることについて、請求人は、住民監査請求制度を知らなかったことを正当な理由として挙げています。

しかし、法第242条第2項は、住民監査請求期間の始期を「当該行為のあった日又は終わった日」として個々の住民の知、不知にかからせていません。その趣旨は、普通地方公共団体の機関、職員としての行為である以上、いつまでも争いうる状態にしておくことは法的安定性の見地から好ましくないからであると解されています。同項ただし書の「正当な理由があるとき」とは、当該行為がきわめて秘密裡に行われ一年を経過した後、初めて明るみに出たような場合や天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過したような場合で、1年を経過したものについて特に請求を認めなければ著しく正義に反すると考えられる場合にのみ該当すると解されます（昭和56年9月30日広島地裁判決同旨）。

よって、本件において、請求期限が経過したことについて請求人が正当な理由として挙げている「住民監査請求制度を知らなかった」ことは、上記のような場合に当たらないので、法第242条第2項ただし書の「正当な理由があるとき」には該当しないと解しました。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課  
玉川、関

電 話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944